

# 【直前対策!!】消費税率引き上げに伴う実務対応

対象 ▶ **経理・税務責任者・担当者、経営者・幹部、情報システム担当**

(ご同業者の方のご参加はお断りさせて頂く場合がございます。あらかじめご了承ください)

主催

あいわ税理士法人

株式会社ビジネス・アソシエイツ

会場 オリックス品川ビル 4F セミナールームA

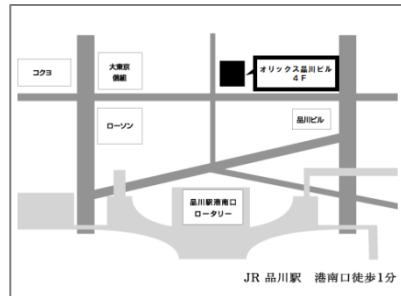
日程 9月20日(金) 14:00~17:00(13:30開場)

※本セミナー中の途中退場はご遠慮いただきますよう、あらかじめご了承ください。

参加費 無料(事前登録制)

定員 先着20名 (定員となり次第締め切らせていただきます)

本セミナーは8/28、29実施のセミナーと同じ内容となります。



## 【直前対策!!】消費税率引き上げに伴う実務対応

講師

あいわ税理士法人  
マネージャー  
税理士 佐々木 みちよ

主な内容(予定)

昨年8月の改正消費税法成立により、消費税率が平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に引き上げられる予定です。税率が短期間で2回変更になるため、実務担当者にとっては、適用税率の原則と経過措置の理解、そして事前準備が喫緊の課題となります。

本講座では、先般公表された消費税率引き上げに関する政令・通達・Q&A等の最新情報を織り交ぜ、施行日をまたいだ取引に係る経過措置の内容や事前対応策について、具体例を交えて分かりやすく解説します。

- 適用税率の原則と経過措置の内容
  - ・いつの税率が適用されるの？
  - ・消費税率を誤って請求してしまったら？
  - ・経過措置ってどんなものがあるの？
  - ・工事の請負と工事進行基準の経過措置の関係は？
  - ・通知義務を怠ったらどうなる？
- まさに今やるべきこと、留意すべきこと
  - ・「指定日」「施行日」までにやるべきことは？
  - ・契約締結時の留意点は？
  - ・システム対応上の留意点は？

## 消費税率改正対応ソリューション「Plaza-i」のご紹介

消費税改正に伴い、現行のシステムがこの先の法令改正に対応できるのか検討する必要があります。経過措置への対応、役務分割計上の差分請求、納期が遅れた場合の処理、月中締めの場合の合算請求書の表示など、本セミナーでは消費税率改正対応についてどこをチェックすべきかPlaza-iを例にとってご説明いたします。

FAXでの申込書(FAX番号:03-5715-3318)

所在地	〒		
会社名			
フリガナ			所属部署名
氏名			
メールアドレス	※受付完了のご連絡を差し上げます。		
TEL			

※ご記入いただきましたお客様の個人情報は、ご連絡並びにフォローアップのために使用させていただきます。

お問合せ: AIWA & BA 合同セミナー運営事務局  
〒108-0075 東京都港区港南2-5-3オリックス品川ビル4階  
TEL 03-5715-3315(内線81)

WEBからのお申し込みはこちら <http://www.ba-net.co.jp/seminar.html>